

議案第136号

佐野市田之入老人福祉センター等の指定管理者の指定について

佐野市田之入老人福祉センター等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和2年12月4日提出

佐野市長 岡 部 正 英

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 佐野市田之入町834番地  
佐野市田之入老人福祉センター
- (2) 佐野市茂呂山町10番地1  
佐野市茂呂山老人福祉センター
- (3) 佐野市戸奈良町1番地1  
佐野市田沼老人福祉センター
- (4) 佐野市あくと町3084番地  
佐野市葛生あくと福祉センター
- (5) 佐野市あくと町3084番地  
佐野市葛生あくと高齢者生きがい工房

2 指定する指定管理者

佐野市大橋町3212番地27  
社会福祉法人佐野市社会福祉協議会  
会長 出 井 修

3 指定管理者に指定する期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

理 由

佐野市田之入老人福祉センター、佐野市茂呂山老人福祉センター、佐野市田沼老人福祉センター及び佐野市葛生あくと福祉センター並びに佐野市葛生あくと高齢者生きがい工房について、指定管理者の指定をしたいので提案するものです。

## 参 考

### 地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 …省 略…

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 …省 略…

## 議案第136号参考資料

### 指定管理者候補者の概要

名 称	社会福祉法人佐野市社会福祉協議会
種 別	社会福祉法人
設立年月日	平成17年2月28日
基本財産	2億4,148万2,041円
資産総額	12億786万821円
総従業員数	127人（職員41人、契約職員52人、契約職員パート34人）
設立の趣旨	佐野市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業概要	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li><li>(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li><li>(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</li><li>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li><li>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</li><li>(6) 共同募金事業への協力</li><li>(7) 居宅介護支援事業の経営</li><li>(8) 老人デイサービス事業の経営</li><li>(9) 障害児通所支援事業の経営</li><li>(10) 障害児相談支援事業の経営</li><li>(11) 特定相談支援事業の経営</li><li>(12) 福祉サービス利用援助事業</li><li>(13) 生活福祉資金貸付事業</li><li>(14) 小口貸付資金事業</li><li>(15) 心配ごと相談事業</li><li>(16) 老人福祉センターの経営</li></ol>

- (17) 高齢者生きがい活動支援通所事業の経営
- (18) 高齢者生きがい工房事業の経営
- (19) 生活困窮者自立相談支援事業
- (20) 子育て援助活動支援事業
- (21) 生活支援体制整備事業
- (22) 法人後見事業
- (23) その他本会の目的達成のため必要な事業

類似施設の  
管理実績

- (1) 佐野市田之入老人福祉センターの指定管理
- (2) 佐野市茂呂山老人福祉センターの指定管理
- (3) 佐野市田沼老人福祉センターの指定管理
- (4) 佐野市遠原の里福祉センターの指定管理
- (5) 佐野市遠原の里デイサービスセンターの指定管理
- (6) 佐野市葛生あくど福祉センターの指定管理
- (7) 佐野市葛生あくど高齢者生きがい工房の指定管理